

○防衛記念章の配付要領について（通知）

平成3年7月26日
海幕人第3645号

改正 平成6年1月31日 海幕人第434号〔定年退職者等に対する「感謝の辞」の贈呈及び防衛記念章の配布要領等の一部変更について2項による改正〕
平成10年12月8日 海幕補第5733号〔防衛記念章の配付要領等の一部変更について（通知）1項による改正〕
令和2年1月28日 海幕補第84号〔第1次改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各種機関の長あて

防衛記念章の配付要領について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

1 目的

隊員の士気の高揚及び魅力化対策の一環として、防衛記念章の一部を配付するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

新規に当該防衛記念章の着用資格が発生した者

3 対象物品

- (1) 防衛記念章（本体）：対象者全員
- (2) 桜花（金色・銀色）：同種数の防衛記念章の着用資格が重ねて発生した者
- (3) 着用台（1個用）：初めて防衛記念章の着用資格が発生した者

4 防衛記念章の準備

防衛記念章は、海幕人事教育部補任課で一括準備し各総監部及び東京業務隊に送付する。各総監部は送付された防衛記念章を必要に応じ、総監部所在地区外の基地等に在庫を置くことができる。

5 配付手続等

- (1) 防衛記念章の在庫を管理する部隊等においては、防衛記念章の着用手続等について（通達）（海幕人第632号。57. 2. 20）2項第2号に規定する交付責任者（以下「交付責任者」という。）の請求に基づき防衛記念章を配付するに当たり、防衛記念章受払簿（別紙様式）を備え、管理の状況を明らかにする。
- (2) 交付責任者は、対象隊員への防衛記念章の配付に当たり、各個人所有の防衛記念章着用資格通知書に^①を記入し、重複配付のないようにする。

添付書類：別紙様式

別紙様式

防衛記念章受払簿（第 号防衛記念章）

年月日	受	払	残	部隊等名	記事

(A4判)